

秋田市文化創造館
事業パートナースペース(カフェ)仕様書

2020年8月17日
NPO 法人アーツセンターあきた

1. 目的

秋田市文化創造館(以下「文化創造館」という。)は、世代・性別や職業を問わず幅広い層の来館動機を高めるため、1Fにカフェを設け・運営する。

2. 契約期間

契約締結日から2024年3月31日

3. 営業開始日

秋田市文化創造館の開館日(2021年3月21日を予定)

4. 利用料金等

ア 利用料金 月額15,400円(税込)を上限とする。

イ 加算料金 当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

ウ その他 光熱水費は別途徴収する。

5. 業務内容

(1) 実施場所

秋田市千秋明徳町3-16 秋田市文化創造館 1F コミュニティスペース内

(2) 営業日・営業時間

ア 営業日

原則として、文化創造館の休館日を除き営業するものとする。

イ 営業時間

原則として、文化創造館の開館時間(9時～21時)内とします。

(3) 提供メニューおよび価格

ア 提供メニューや価格は指定・限定しないが、コーヒー、お茶、ジュース等の飲料(アルコール類の提供は提案による)以外に、最低限の軽食や菓子類を提供するものとする。

イ また、文化創造館内の事業(指定管理者が実施する事業および貸館利用者が実施する事業)に連動し、コーヒーのポットサービスや昼食・軽食の提供、レセプション時のケータリング(フィンガーフード等)にも対応すること。

(4) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める監督官庁への申請・届出等については、全てカフェ運営事業者(以下「事業者」という。)の責任と負担において行うこと。

(5) 食材の仕入れおよび管理

食材の仕入れにあたっては、安全性等信頼できる業者から仕入れることとする。また、食材等の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければならない。また、食材等の瑕疵については、事業者がすべての責任を負うこととする。

(6) 食材等の搬入および搬出方法

食品の搬入の際は、北側玄関口を利用し、来館者等の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間でこなうこと。なお、他の出入口を使用する必要がある場合は、事前に指定管理者と協議すること。

(7) 設備の設置および改修

ア 事業者は、自らの責任と負担において店舗の運営に必要な設置工事(通信回線の敷設、必要機器の設置等)を行うものとする。設置工事については、事前に指定管理者・秋田市と設計および施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければならない。

イ 事業者は店舗の改修工事、大規模修繕その他大きな変更を要する工事を行う場合には、事前に指定管理者に承認を得るものとする。

ウ 事業者は、契約期間が満了したときは、自己の費用で使用物件を原状に回復し、期日までに返還しなければならないものとする。

(8) 衛生管理

事業者は、カフェにおける衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法(昭和22年法律第233号)上の問題等については、全て事業者の負担と責任において対処するものとする。

(9) 廃棄物の処分

店舗内で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物は、回収に必要な容量のゴミ箱を事業者の負担で設置すること。設置したゴミ箱内の廃棄物の処理については、全て事業者の負担で行なうものとする。店舗外にゴミを保管する場合は、秋田市が指定する場所とし、常に清潔に保つこと。

(10) 清掃・防災対策

店舗に係る清掃は、事業者自ら行うこと。また、店舗に係る防災対策は、事業者自ら行うとともに、文化創造館の指定管理者と連携すること。

(11) 損害賠償

事業者が物件の使用にあたり、指定管理者または第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任で

その損害を賠償しなければならないものとする。

また、事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部または一部を滅失または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を指定管理者に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

(12) 経費の負担

指定管理者と事業者間における経費負担区分は資料 6「費用負担区分表」のとおりとし、その他、定めのない事項については、指定管理者と事業者間で別途協議の上、決定するものとする。

(13) 館内外広告物等

ア 館内広告物

指定管理者が許可した場所以外の場所における貼り紙、看板といった広告物の表示または掲出は認めない。また、許可した場合であっても、貼り紙や看板等のデザインおよび内容については、指定管理者と協議すること。

イ 館外広告物

館外広告物等は、事業者の負担とし、設置場所は指定管理者が許可した場所とする。また、許可した場合であっても、貼り紙や看板等のデザインおよび内容については、指定管理者と協議すること。

(14) 喫煙

文化創造館内および敷地内は全面禁煙とする。

(15) 使用上の制限

事業者は使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れをし、担保に供し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。

(16) 秋田市文化創造館の事業との連携

文化創造館が取組む各種事業と連動したオリジナル商品やメニュー開発、憩いの空間の提供等にも積極的に協力すること。

(17) その他

ア 車椅子やベビーカー利用者、高齢者等の利用に配慮したレイアウトにすること。

イ 利用者の料金支払い時、キャッシュレス決済に対応できるようにすること(クレジットカード、電子マネー等のうち、最低限いずれか一種類の決済方法に対応すること)。

ウ メニュー等の表記は日英二か国語表記とすること。

エ 文化創造館内の設備の維持管理に伴う法定点検等により、営業できない日が生じる等、当該店舗の運営との調整が必要な場合には、指定管理者と協議の上協力すること。

オ 事業者は、常にサービスの向上に努め、苦情等には責任をもって適切に対応し、その内容および

対応状況を指定管理者に報告すること。

- カ 店舗内で 110 番通報等、緊急事態が発生した場合には、速やかに指定管理者に報告すること。
- キ 店舗利用者の文化創造館内の駐車場の利用はできない。従業員の駐車場の利用については、指定管理者と協議すること。
- ク 事業者の従業員は、文化創造館内の職員用更衣室を使用することができる(ただし、指定管理者の職員他と共用)。
- ケ 4.イの加算料金算出のため、毎月の売上報告書を提出することとする。
- コ 指定管理者が必要と認める場合、運営状況が把握できる資料を求めることがある。
- サ その他仕様書に定めのない事項については、指定管理者と協議して決定するものとする。

以上